

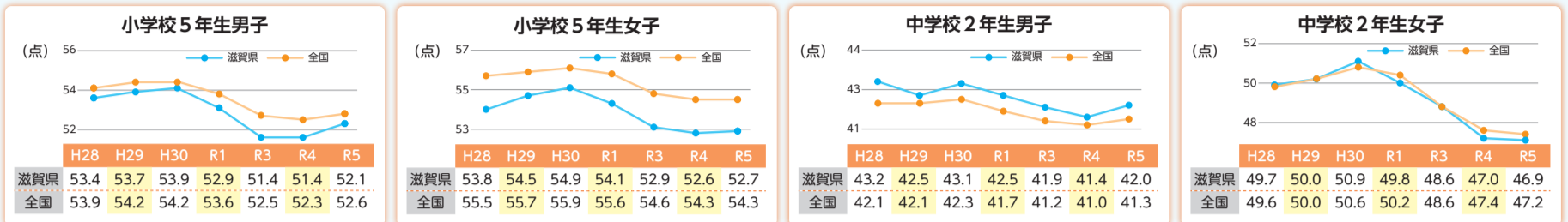


運動の楽しさ・大切さを感じて、 健やか元気&体力向上!

滋賀県の子どもの体力について(令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から)

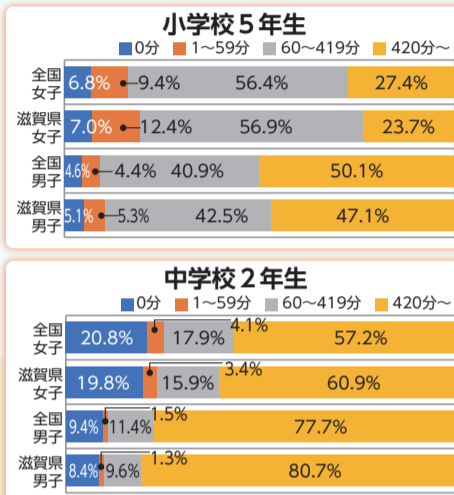
「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(対象:小学校5年生・中学校2年生)の結果が昨年12月に発表されました。本県の子どもの体力合計点の平均値は、中2女子を除き、令和4年度を上回る結果となりました。滋賀県では、子どもたちの健やかな体を育むため、運動への意欲や主体的な態度の育成と運動の習慣化に取り組んでいきます。

滋賀県の体力合計点(平均値)の経年変化(全国平均値との比較)



実技に関する調査のテスト項目 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン(持久走)・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)
※中学校は、20mシャトルラン、持久走より選択。ハンドボール投げを実施。 ※体力合計点は、各項目の記録を得点化した8項目の合計点。 ※令和2年度は実施せず。

1週間の総運動時間(全国との比較)



本県児童生徒の運動時間は減少傾向にあり、小学校は全国と比べ、少ない傾向にあります。学校や家庭、放課後などの様々な場面において1週間を通じて1日平均60分以上(1週間の総運動時間が420分以上)を目安にして、何らかの身体活動を行うことが健康につながります。



楽しく運動にチャレンジ! 取り組みを紹介します

体育の宿題

- ・52種類の宿題カード
- ・目的に応じて選択できる
- ・PDFデータでタブレットとの相性◎
- ・取り組み方や動きのポイントが一目でわかる動画版も掲載

元気アップチャンネル

- ・気軽に取り組みの運動を紹介



チャレンジランキング

- ・他の小学校との記録交流
- ・授業時間以外の運動遊び促進
- ・気軽に何度でもエントリー可能



お家でも楽しく運動にチャレンジしましょう!
保健体育課のページにて、体力向上につながる様々なコンテンツを紹介しています。



楽しく運動しましょう!

問合せ先 保健体育課 ☎077-528-4627

「しがの学びと居場所の保障プラン!」を策定しました! ~安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援~

滋賀県の不登校児童生徒数は過去最多の水準を示しており、また、教育支援センターやいわゆるフリースクールなどの民間施設等による支援につながらない児童生徒も多数にのぼっています。このような状況を踏まえると、学習機会と学力を保障するとともに、居場所・セーフティーネットとして身体的、精神的な健康を保障するという学校の役割を前提としつつ、子ども自身の意思を十分に尊重し、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、教育と福祉の観点から子ども一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要があります。

そこで、このたび滋賀県では「しがの学びと居場所の保障プラン」を策定し、分野横断的・包括的に不登校の状態にある子どもの支援に取り組むこととしました。子どもたちが安心して成長できる居場所づくりと、多様な学びの機会の確保のため、すべての人が愛情をもって関わり、子どもたちの生きる力を育てていきます!

問合せ先 教育委員会事務局児童生徒室 ☎077-528-4668

同プランについてはこちらを御覧ください



2025年
滋賀県で開催!

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 公式ポスターデザインが決定!

令和7年に滋賀県で開催するわたSHIGA輝く国スポ・障スポを広くお知らせする公式ポスターのデザインが決まりました。42点の応募作品から選ばれたこのポスターは、始まりの第一歩を描くことで、選手たちの躍動と内からにじみ出る情熱が表現されています。

今後、学校をはじめとした県内のさまざまな場所に掲示して、大会を盛り上げていきます!

問合せ先 国スポ・障スポ大会局 広報・県民運動室 ☎077-528-3338



小学5年生対象 「滋賀レイキッズ第11期生」を募集します!

将来、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを滋賀県から輩出することを目的としています。様々な競技を体験したり、専門家による育成プログラムを受講したりできます。詳しくは、4月下旬に各小学校から配布するチラシ、または下のQRコードからご確認ください。



◆募集開始 5月1日(水)

問合せ先 国スポ・障スポ大会局 競技力向上対策室 ☎077-528-3375

みんなで考えよう! 子どもの権利

子どもは権利の主体です。このことは、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」で示されており、日本は1994年に批准しています。子どもの権利は、社会や道徳の教科書にも取り上げられています。

現在、滋賀県では、子どもの権利を盛り込んだ「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の内容を検討しています。

子どもの権利とは?

子どもの権利条約には、右に示す4つの一般原則があります。また、これに関連して、こども基本法でも、この4原則を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための基本理念などが決められています。これらは、行政だけでなく学校や保護者など、子どもに関わる全ての人に関係するものです。

子ども・若者と大人両方の意見を聴きます

子どもや若者の意見の尊重に関し、どうしたら意見を伝えやすいかといった点について令和5年度に実施したアンケートでは、11,000人を超える子どもたちから意見をいただきました。「親や先生などに代わりに伝えてもらう」形であれば意見を言いやすいとの回答が最も多かった一方で、匿名性や秘密を守ってほしいとの意見も多くありました。いただいた意見は、新たな条例やその運用に活かしていきます。

令和5年度には、子どもたちと県政をつなぐ、子ども専用のインターネット窓口「子ども県民の声ひろば」も開設しました。今後、条例について意見を募集する子ども版パブリック・コメントなども実施する予定であり、併せて、保護者など大人の皆様からも意見を伺う予定です。

子どもの権利条約 4つの原則

命を守られ成長できること

全ての子どもが命を守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約で定める全ての権利が保障されます。



ほかにも、
暴力から守られる権利や
教育を受ける権利などが
あります

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの年齢等に応じて十分に考慮します。



子ども県民の声広場

問合せ先 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 ☎077-528-3565